

DX推進実証実験プロジェクト 想定FAQ

事業概要		
事業内容（ネットワーク面・物的側面のサポート）	「実証実験をネットワーク面及び物的側面において強力にサポート」とはどのようなことを想定しているのでしょうか。	中小企業や支援機構参画企業の皆様と連携しながら、実証実験に必要な機会・場の提供、必要経費の提供をはじめ、実証実験の進捗管理、実証実験を進めるうえでの課題整理やアドバイス等も行うことを想定しております。具体的な支援内容については、採択企業をはじめとする実証実験参加者と協議した上で決定いたします。
募集する実証実験		
実証実験対象となるサービス・プロダクト	アイデアレベルではない製品・サービスとはどのようなものを指しているのでしょうか。	試作品や 版が完成もしくは完成の目的が立っている、又は既存製品をベースに新技術を取り入れ新たな機能の追加を行った等により、速やかに実証実験へと進められるような製品・サービスを想定しております。詳しくは事務局までお問い合わせください。
実証実験対象となるサービス・プロダクト	既に商品化して販売実績があるものの、中小企業向けへのアレンジなど他用途への転用を行うために実証実験を行いたいのですが、この場合は本事業での採択対象となりうるのでしょうか。	はい、本事業で応募するモデル事業の対象となります。実証実験に使用する製品・サービス自体が商品化されているものでも、新しい用途や新しい機能を実証実験で検証することは可能です。
実証実験の費用（範囲）	実証実験では、どのような費用が支援されるのですか。	実証実験の実施・運営に係る経費が対象となります。本実証実験では、実証実験の関係の有無にかかわらず、資産性のある機器・備品等の購入にかかる費用等は原則として対象となりません。実証実験の実施にあたり必要な機器等についてはリース・レンタル等にてご対応をお願いいたします。実証実験の経費について疑問がある場合には、運営事務局までお問い合わせください。また、実証実験の経費の決定については、運営事務局との調整が発生します。なお、書類審査通過企業については本実証実験にあたって必要な費用に関するコスト計算書を作成いただけます。
実証実験に係る役割分担の考え方（サービス・プロダクトの法的権利）	実証実験を経て開発したサービス・プロダクトの法的権利（著作権、特許権、意匠権等）は誰に帰属するのでしょうか。	サービス・プロダクトに係る法的権利は採択企業に帰属します。
実証実験に係る役割分担の考え方（成果物の法的権利）	実証実験の検証結果を取りまとめた報告書等成果物の著作権は誰に帰属するのか？	実証実験の実証結果を取りまとめた成果物は東京都に帰属します。ただし、実証実験の内容や結果については東京都の許可なく、第三者への開示、第三者機関への転載、掲載はしないよう、お願いします。
実証実験に係る役割分担の考え方（データの法的権利）	実証実験から得られたデータを提供すると記載されていますが、その実証実験から得られたデータに関して、著作権、特許権等法的権利は実証実験を実施した企業（採択企業）に帰属するという認識で良いのでしょうか。	実証実験から得られたデータに関する法的権利は採択企業に帰属します。
実証実験を行う中小企業	中小企業とのリレーションがなくても本事業の採択対象となりうるのでしょうか。	はい、本事業では採択事業者決定後に適切な中小企業事業者とマッチングするため、個別マッチング機会の提供や、本事業支援機構に参画いただいている協力企業・団体のイベント情報等を随時公開するなどのサポートをご用意しております。
支援機構	どのような企業や団体が支援機構として参画しているのでしょうか。	金融機関・VC、自治体や中小企業支援機関等の行政機関、ディベロッパーや通信事業者、その他様々な業界をリードする事業会社などに参画いただいております。詳細は事務局までお問合せください。
応募資格		
創業年次	創業10年を超えているのですが、応募することはできないのでしょうか。	本事業は、高成長志向のスタートアップを支援することを主たる目的としており、原則として創業後10年以内の企業を対象としております。ただし、創業から10年を超える企業であっても、直近10年以内に業態転換をして本事業に合致するような完成度の高いプロダクトを開発したなど事業に新規性がみられる場合には本事業の対象となる場合があります。（その場合においても審査の際に事業の成長性などの観点を加味し、減点される可能性がある旨、予めご了承ください。）詳しくは事務局問合せメールアドレスまでご相談ください。
他事業からの助成	「国や他自治体及び都の他事業からの委託や助成を受けていないこと」とありますが、どのような委託・助成を受けている場合に本事業の対象外となるのでしょうか	本事業で設定している実証実験期間と同一年度内（第一期の場合2020年度～2021年度）において、本事業にて応募する実証実験と同一の製品・サービスに対して国や他自治体及び都の他事業からの委託や助成を受け、金銭等を授受している場合には本事業の対象外となります。ただし、以下の場合は応募いただくにあたって差し支えございません。実証実験期間の同一年度より前（第一期の場合2019年度以前）に委託・助成を受けている場合金銭の授受を伴わない委託・助成である場合本事業に応募いただく製品・サービスとは異なるものについて委託・助成を受けた場合委託・助成を受けている製品・サービスであっても、本事業での実証実験においてこれまでと大きく異なるターゲット利用者・検証事項を設定する場合 なお、本事業と並行して他事業に応募・審査中である場合には、当該事業についてもエントリーシートに事業名・審査状況等を必ず記載してください。採択後に他事業での委託・助成が発覚した場合は採択が取り消しになる可能性がございます。その他、ご応募に際しての疑問がある場合は事務局までお問い合わせください。
PoC Ground Tokyoとの併願	東京都の実証実験支援事業である「PoC Ground Tokyo」との併願は可能でしょうか	併願自体は可能ですが、同一度内において本事業と「PoC Ground Tokyo」両方の事業で採択することは致しません。また、上記質問にも記載した通り、併願される場合についてはエントリーシートへの記載をお願いいたします。すでに、本事業のエントリーシートを提出された後に、「PoC Ground」にエントリーされた場合は事務局にご連絡いただけますよう、お願いいたします。
応募対象	第一期で仮に審査を通過できなかった場合、再度第二期に応募することは可能でしょうか。	可能です。第一期で不採択となった場合は、計画の改善・見直しをしていただき、その上で第二期に応募いただくことが可能となります。計画の改善・見直しにあたりご不明点等あれば事務局までお問い合わせください
応募方法		
提出書類	応募にあたって提出が必須となるものは エントリーシート、 エントリーシート補足資料の2つという理解であっていますか。	はい、エントリーシートとしてExcelフォーマットを、エントリーシート補足資料としてPPTファイルをそれぞれご記入いただいたうえで両ファイルをzip化し、応募フォームよりアップロードの上ご応募ください。
補足資料	補足資料のページ数の制限はありますか。	ページ数に制限はありませんが、アップロードいただく資料のファイルサイズは合計10MBとさせていただきます。
提出書類の共有範囲	書類審査にて使用する提出書類はどこまで共有されるのでしょうか。	東京都、審査委員、本事業事務局の間で共有されます。
採択者の選定		
選定スケジュール（プレゼン審査）	プレゼン審査はどのような方がされるのですか？	具体的な所属や役職は公表を控えていただきますが、外部の有識者にて構成した審査委員になります。
選定スケジュール（プレゼン審査）	プレゼン審査にはパワーポイント等プレゼンテーション用の資料は必要ですか？	パワーポイント等プレゼンテーション用資料を必須ということにはしていませんが、ご活用頂いた方が審査委員の理解につながると考えております。
選定スケジュール（プレゼン審査）	プレゼン審査について、代表者が参加できない可能性があります。代理者でも構わないのでしょうか？	原則は代表者でお願いします。やむを得ない事情により代表者が参加できない場合は、企業活動や実証内容についてご説明いただける方によるプレゼンの実施をお願い致します。